

「山形県文化基本条例（仮称）」制定の背景・意義

1. 条例制定の背景

【文化振興プラン】

山形県では、平成 28 年 3 月に概ね 10 年間の文化施策の方向を示す「山形県文化振興プラン」を策定した。現行のプランには、地方創生の動きを踏まえ、文化を通じた地域への愛着と誇りの醸成、文化を活かした観光や産業の振興、地域活性化を図る取組みを盛り込み、施策を推進している。

【日本遺産等の登録】

平成 28 年 4 月に出羽三山が日本遺産に登録、H28 年 12 月には「新庄まつり」がユネスコ無形文化遺産に登録され、さらに、H29 年 5 月には、新たに酒田市、鶴岡市において 2 件の日本遺産が誕生し、本県の優れた文化資源を活用して、国内外に発信する機運の高まりを見せている。

【2020 年オリ・パラ大会】

2020 年のオリンピック・パラリンピック大会に向けて、日本文化の魅力を国内外に発信し、交流人口の拡大、地域活性化を図るため、県内各地で多様な主体による文化プログラムの積極的な展開を促進する必要がある。

【山形駅西口拠点施設（仮称）の開館】

平成 31 年度に開館予定の「山形駅西口拠点施設（仮称）」は、全国規模の公演鑑賞の場、全県的な文化団体の発表や県内外の団体との交流の場、県内各地の文化活動の発信拠点や結節点となることで、本県文化活動の活発化、次世代を担う人材の育成、県民の参加意欲の醸成が期待される。

「山形駅西口拠点施設（仮称）」は、文化を通じた本県の地域活性化の起爆剤となるものである。このシンボリックな施設のオープンを契機に、県民一人ひとりが文化・芸術活動の主役であることを認識し、文化に関わる多様な主体が一体となって文化施策の推進に取組み、本県の新たな「文化・芸術の時代」を切り拓くため、その拠りどころとなる「山形県文化基本条例（仮称）」を制定するものである。

＜政府の動き＞

少子高齢化・グローバル化の進展など社会の著しい変化に対応するために、観光やまちづくり、国際交流等幅広い関連分野との連携による総合的な文化芸術政策の展開が一層求められていることや 2020 年東京オリ・パラ大会を日本の文化芸術の価値を世界へ発信する好機であることを踏まえ、今年 6 月「文化芸術振興基本法」の改正が行われた。

2. 条例制定の意義等

- 基本理念を明示することにより、文化施策の基本的な考え方の共通理解が図られる。
- 文化施策に関する法的根拠が得られ、継続性が強まる。
- 文化施策に対する財政的な措置が図られやすくなる。
- 議会の議決を経ることで県民の総意としての性格が強まる。